

山口市境界確認事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市が管理する道路及び水路等公共の用に供されている土地（以下「道路・水路等」という。）とこれに隣接する土地との境界を確認するにあたり、必要な事項を定めるものである。

(対象となる道路・水路等)

第2条 この要綱の対象は、以下の道路・水路等とする。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に規定する道路
- (2) 河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項の規定に基づいて市長が指定した河川
- (3) 山口市法定外公共物管理条例（平成17年条例第191号）第2条第1項に規定する法定外公共物
- (4) 前各号に掲げるもののほか、これらに類するもの

(境界確認の申出者)

第3条 境界確認の申出をすることができる者（以下「申出者」という。）は、申出しようとする土地（以下「申出地」という。）の所有者又はその者の委任による代理人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 土地の所有者が法人である場合は、当該法人の代表者、清算人若しくは管財人又はこれらの委任による代理人
- (2) 土地が共有地である場合は、共有者全員又は共有者全員の委任を受けた者
- (3) 土地の所有者が死亡している場合は、相続人全員又は相続人全員の委任を受けた者
- (4) 土地の所有者が未成年者又は成年被後見人である場合は、法定代理人又はその者の委任による代理人
- (5) 国又は国有財産法第22条第1項に定められた地方公共団体若しくは土地改良区が公共事業施工のため境界確認を必要とする場合は、事業を行う所属長
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が申出の資格を有すると認めた者

(境界確認の申出)

第4条 申出者は、境界確認協議申出書に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図（案内図）
- (2) 不動産登記法第14条地図（地籍図等）又は地図に準ずる図面（分間図）の写し（以下「分間図等」という。）
- (3) 登記事項証明書
- (4) 隣接者等一覧表
- (5) 委任状

- (6) 戸籍謄本（抄本）又は全部（個人）事項証明書
- (7) 法定代理人であることを称する書面
- (8) 土地所有者一覧表
- (9) その他 地積測量図、実測平面図、古絵図等参考資料があれば添付すること。

（事前調査等）

第5条 境界確認担当職員は、申出地について事前の資料収集等に努めるものとし、申出者に対しては、申出地と隣接又は対側する土地の所有者（以下「利害関係者」という。）に現地確認への出席を依頼すること及び事前に仮杭を打設する等の説明をしておくものとする。

（現地確認）

第6条 現地確認は、申出者又はその代理人、利害関係者及び土地家屋調査士とともに行うものとする。なお、利害関係者が現地確認を行う日に出席できない場合においては、申出者又はその代理人は、事前に境界を確認しておかなければならない。

2 道路・水路等の現地確認は申出地の対側に存する土地の所有者（以下「対側者」という。）と立会いのうえ、確認を行うものとする。ただし、市道の場合又は現地及び分間図等の幅員が道路の場合は4m、水路の場合は5mを超えるもの並びに道路、水路、堤塘敷等を含めた幅員が5mを超えるものについては対側者の確認は不要とする。

3 申出地の対側に存する土地（以下「対側地」という。）に設置されている永久標識のコンクリート杭等により境界が確認できた場合や世界測地系又は基準点の座標により対側地の境界が復元できた場合、対側者の確認は不要とすることができる。なお、現地での確認は過去の値を用いた幅員を復元するものとする。

（報告書の作成）

第7条 市長は、境界確認を行った職員（以下「職員」という。）に境界確認報告書（以下「報告書」という。）を作成させるものとする。

（境界確認書の提出）

第8条 現地確認の結果、境界についての協議が成立したときは、申出者は境界確認書を速やかに2部提出し、市長、申出者は記名押印の上、各1部を保有するものとする。

2 前項の境界確認書には次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 同意書
- (2) 実測平面図
- (3) 断面図

（申出書の取下げ）

第9条 次の各号に掲げる場合は、第4条の規定による申出を取下げたものとし、申出者は速やかに申出書を引取ること。

- (1) 申出の取下書の提出があった場合

- (2) 申出書に添付すべき書類が境界確認を行う日の3開庁日前までに提出されない場合

(境界確認の不調)

第10条 市長は、次の各号に掲げる場合には境界確認の協議を不調とする。

- (1) 申出者と境界確認について協議が調わず、土地家屋調査士が協議の不調を宣言した場合
(2) 隣接地所有者等が承諾せず、土地家屋調査士が協議の不調を宣言した場合
(3) その他境界を確定することができず、土地家屋調査士が協議の不調を宣言した場合

2 前項の場合においては、申出者は速やかに申出の取下書を市長に提出しなければならない。

3 前1項の場合においては、職員は報告書を作成し、当該報告書とともに申出書の写しを保管するものとする。

(紛争の解決)

第11条 申出者及び土地家屋調査士は、境界確認における紛争を未然に防止するよう努めるとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正に解決するよう努めなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、道路・水路等の境界確認に必要な事項については、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。